

世界人権宣言 (第 29 条)

(原文)

In the exercise of his rights and freedoms, everyone shall be subject only to such limitations as are determined by law solely for the purpose of securing due recognition and respect for the rights and freedoms of others and of meeting the just requirements of morality, public order and the general welfare in a democratic society.

(単語・構文)

everyone (単数扱い) だから his
行使 自己の 権利 (関係代名詞) 自由 ~するべき
subject only to [such] limitations [as] are determined by law
~にのみ従う 制限・限定 (~のような) 定められる 法律
solely for the purpose of securing due recognition and respect
~だけ ~を目的として・~するために 確保 正当な・十分な 認識 尊重
for the rights and freedoms of others and of meeting the just
権利 自由 他者 満たすこと 正当な・当然の
requirements of morality, public order and the general welfare
要求・必要条件 道徳 公共の 秩序 全体の 福祉
in a democratic society.
民主主義の 社会

(部分訳)

In the exercise of his rights and freedoms, everyone shall be subject only to such limitations as are determined by law solely for the purpose of securing due recognition and respect for the rights and freedoms of others and of meeting the just requirements of morality, public order and the general welfare in a democratic society.

自己の権利と自由の行使にあたっては、 すべて的人是(as 以下の)
規制にのみ従わなければならない。 法律によって定められた(規制)
他者の権利と自由に対する十分な認識と尊重を確保することだけを目的とする(法律)
また、民主主義社会における道徳、
公共の秩序、全体の福祉に対する当然の要求を満たすこと(だけを目的とする法律)

(日本語訳例、その1)

自己の権利および自由の行使にあたっては、すべての人は、他者の権利と自由に対する十分な認識と尊重を確保すること、及び民主主義社会における道徳、公共の秩序、そして全体の福祉に対する当然の要求を満たすことだけを目的とする法律によって定められた規制にのみ従うべきである。

答案としてはこれで合格でしょうが、この訳例は、直訳で堅苦しく意味が通じにくいので、もう少し日本語らしくした方が良いでしょう。

(日本語訳例、その2)

自己の権利および自由の行使にあたっては、すべての人は、次のことだけを目的とする法律によって定められた規制にのみ従うべきである。その目的とは、他者の権利と自由に対する十分な認識と尊重を確保すること、及び民主主義社会における道徳、公共の秩序、そして全体の福祉に対する当然の要求を満たすことである。

さらに、もっと自由に意識すれば次のようになるでしょう。

(日本語訳例、その3)

人がその権利と自由を行使する時に従うべき規制は、正当な目的をもって定められた法律だけである。ここでいう「法律の正当な目的」とは、他者の権利と自由を十分に認識し尊重することであり、また民主主義社会が必要とする道徳、社会秩序、および公共の福祉を支えることである。

もちろん、ここで述べられていることは「法律さえ守れば何をしても良い。」ということではなく、他者の権利と自由を十分に尊重した上で「因習にとらわれることなく、正当な権利と自由を行使せよ。」ということだと思います。